

「特定技能」外国人材の雇用にかかる法的実施事項(義務)

【就労地域での共生にかかる事項】

- ・ 居住地域の住民との理解促進と共生の取組を行う事
- ・ 行政との連携 多文化共生の取組の推進

【日本での生活一般に関する事項】

- ・ 住宅確保に向けた支援（保証人になることその他）
- ・ 預貯金口座の開設や携帯電話の契約その他の生活に必要な契約に係る支援
- ・ 各種行政手続についての情報提供・支援
- ・ 公共機関に対する届出等の手続
- ・ 外国語で利用できる医療機関に関する事項
- ・ 防災・防犯や緊急時の対応
- ・ 生活オリエンテーションの実施（在留中の生活に関する情報の提供）
- ・ 外国人ならび就労企業からの相談・苦情への対応
- ・ 外国人ならび企業への定期面談の実施
- ・ 生活のための日本語能力向上の機会の場の提供

【入国管理局への対応事項】

- ・ 入国管理局への提出書類作成・届出
- ・ 出入国・労働法令違反に対する対応方法や外国人の法的保護に必要な事項

（相談・苦情の対応を行う者の連絡先届出/登録支援機関）